

## 大阪市心の輪を広げる障がい者理解促進事業要綱

(趣旨)

第1条 大阪市心の輪を広げる障がい者理解促進事業（以下「本事業」という。）は、「障がい者週間」の実施に伴い、「心の輪を広げる体験作文」及び「障がい者週間のポスター」を公募し表彰することで、障がい者に対する市民の理解の促進を図るものである。

(主催者等)

第2条 本事業は、内閣府並びに大阪府及び大阪市の共催とする。

(応募資格)

第3条 本事業の応募資格は、小学生以上の者とする。

(募集内容と区分)

第4条 本事業における募集内容と区分は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 心の輪を広げる体験作文

ア 作品の題名（タイトル）は自由とし、作品内容は障がいのある人とならない人との心のふれあいの体験をつづったものとする

イ 募集の区分

小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の4区分とする

(2) 障がい者週間のポスター

ア 作品の題名（タイトル）は自由とし、作品内容は障がい者に対する市民の理解の促進等に資するものとする

イ 募集の区分

小学生区分及び中学生区分の2区分とする

(応募先)

第5条 本事業の応募先は、福祉局障がい者施策部障がい福祉課とする。ただし、大阪市外に居住している児童生徒について、学校所在地が大阪市内である場合は、大阪市へ応募してよいものとする。

(作品の選定と表彰)

第6条 本事業の応募作品については、大阪市において審査の上、選定し、表彰する。

(内閣府への推薦)

第7条 大阪市は、第4条各号に定める区分ごとに作品1つをそれぞれ選定し、内閣府へ推薦する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、福祉局障がい者施策部障がい福祉課長が定める。

附 則

この要綱は令和2年4月27日から施行する。